

【事例1】

注文した覚えのない健康食品を送るとの電話があり、「注文していない」と断ると、「ご家族が注文したか、注文したことを忘れていたのでは」と言われ、注文時の録音テープを証拠に声紋を調べてその費用を請求すると言われた。

そこで「消費生活センターへ相談する」と答えたら電話を切られた。

注文していないのに

健康食品が届いた!

高齢者を狙って、申込んでもない健康食品を強引に送りつけるという悪質な販売手口が増加しています!

【事例2】

「あなたが2ヶ月前に申込んだサプリメントが、定期的に代金引換で商品を送る」との電話があり、了解してしまつた。あとで考えるとまいったく身に覚えがないので断りたい。



アドバイス

「申込んだ覚えがないと断っているのに健康食品を強引に送りつけられる」という相談が、全国的に大幅に増えています。名前も告げずに電話をかけてきて連絡先すら伝えない、断ると「申込み時の電話を録音している」などと脅したり、暴言を吐くケースもあるなど、悪質な業者が横行しています。このような業者から消費者を守る



目的で、特定商取引に関する法律（特商法）では、勧誘に先立って業者名等を告げることが義務付けられています。電話で勧誘され承諾してしまつた場合でも、特商法で定められている書面を受け取つた日から8日間
はクーリング・オフができます。なお、特商法に定めるクーリング・オフは、契約解除の理由を問いません。つまり「どうして解約するのか」など説明する必要がないのです。

もうひとつの問題として、病気の治療目的で健康食品を利用することは大変危険です。

健康食品はあくまで補助食品の一つであり、病気の治療に用いるものではありません。年齢を重ねると様々な病気を抱えがちで、医薬品と健康食品を併用すると、相互作用などによって思わぬ健康被害が発生する場合があります。健康食品は「補うもの」でしかないという特性を理解し、上手に利用しましょう。



相談専用電話（在住・在職・在学）072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

最近寄せられた 【相談事例】



悪質な訪問販売！ 様々な手口！

【事例1】

十年ほど前に訪問販売で浄水器を購入。以来、部品交換と称して複数の業者が来ていた。先日の業者は点検を名目に来訪し、コップの水に薬品を入れて変色する様子を見せ「浄水器が古いので交換を」という説明を信じて40万円も払ってしまった。解約したい。

【事例2】

身内がなくなり葬儀をしたが、その後仏壇や粗供養の品などについての訪問販売業者が次々とやってきて迷惑している。

【事例3】

水道局の職員を装い「水道工事の関係で来ました」と言って点検した後、「引込管が汚れている」と水道管の交換を勧められた。インターホンを押した後は自分で玄関を開けて入ってくるなど傲慢。

【事例4】

消火器販売の業者が来訪して強引に新

品の消火器と高額な請求書を置き、代わりにまだ3年しか経っていない消火器を持ち帰ってしまった。

アドバイス

強引な訪問販売が後を絶ちません。最近「訪問購入」いわゆる押し買いも横行しています。(前号、3月15日327号を参照)

- 訪問販売では、
- ① 販売勧誘が目的であることを明示する
 - ② クーリング・オフも説明した契約書面を交付する
 - ③ 等の義務があり、しつこい勧誘
 - ④ 不実(うそ)の告知
 - ⑤ 高齢者など判断力不足に乗じた契約等が禁止されています。対策として、新しくなった「訪問販売お断り」ステッカーも是非ご活用ください。

お断りステッカーが新しくなりました！

断り方の例

- いりません
- 必要ありません

※1 相手に断る理由を伝える必要はありません！
※2 「拒絶の意思」を表明している消費者への再度の勧誘は、法律で禁止されています！

■ 枚方市立消費生活センター
Tel. 844-2431

■ 枚方警察署
Tel. 845-1234

■ 交野警察署
Tel. 891-1234

※消費生活に関する事業者とのトラブルは、一人で悩まずご相談ください。

枚方市立消費生活センター
Tel. 844-2431
(平日 午前9時30分～午後4時30分)

枚方警察署
Tel. 845-1234
交野警察署
Tel. 891-1234

枚方市産業振興キャラクター
ひこぼしくん

市役所市民課や、津田・香里ヶ丘・北部の三支所で配布中！

ご注意&ご用心！

事業者名に「〇〇公認」をうたう回収業者が営業しているとの情報を、4月3日市民の方から教えていただきました。枚方市では、廃品回収業者について「公認」をすることはありません。また、上の【事例3】のように、市役所や公的機関の職員を装って訪問する悪質な事業者も多数出没しています。くれぐれも安易に信用しないようお願いします！



*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。